

議案第76号

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例（平成3年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定教育」を「支給認定教育・保育」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「以下「利用者負担額」という。」を削り、「教育委員会規則で定める」を「無料とする」に改め、同条第3項を削る。

第3条から第5条までを次のように改める。

（預かり保育料）

第3条 預かり保育を利用する園児の保護者は、1日につき1,000円を市に納付しなければならない。

（預かり保育料の徴収）

第4条 預かり保育料は、利用当日に徴収する。

（預かり保育料の減額）

第5条 教育委員会は、預かり保育を利用する園児が法第30条の4第2号又は第3号に該当する場合は、教育委員会規則の定めるところにより、預かり保育料を減額することができる。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前につくば市立幼稚園において受けた教育に係るこの条例による改正前のつくば市立幼稚園授業料等徴収条例の規定による授業料及び預かり保育料については、なお従前の例による。

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例（平成3年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (授業料)</p> <p>第2条 幼稚園に就園する園児(以下「園児」という。)の保護者は、授業料として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に<u>支給認定教育・保育</u>(同条第1項に規定する<u>支給認定教育・保育</u>をいう。以下同じ。)に要した費用の額を超えるときは、当該現に<u>支給認定教育・保育</u>に要した費用の額)に相当する額を市に納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する授業料のうち保護者が負担する額(法第27条第3項第2号に規定する<u>教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額をいう。</u>)は、<u>無料とする</u>。</p> <p>(預かり保育料)</p> <p>第3条 <u>預かり保育を利用する園児の保護者は、1日につき1,000円を市に納付しなければならない。</u></p> <p>(預かり保育料の徴収)</p> <p>第4条 <u>預かり保育料は、利用当日に徴収する。</u></p>	<p>第1条 (略) (授業料)</p> <p>第2条 幼稚園に就園する園児(以下「園児」という。)の保護者は、授業料として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に<u>支給認定教育</u> (同条第1項に規定する<u>支給認定教育</u>をいう。以下同じ。)に要した費用の額を超えるときは、当該現に<u>支給認定教育</u>に要した費用の額)に相当する額を市に納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する授業料のうち保護者が負担する額(法第27条第3項第2号に規定する<u>支給認定保護者</u> の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額をいう。<u>以下「利用者負担額」という。</u>)は、<u>教育委員会規則で定める。</u></p> <p>3 <u>8月においては、第1項の授業料を徴収しない。</u> (預かり保育料)</p> <p>第3条 <u>預かり保育を利用する園児の保護者は、次の各号に掲げる預かり保育の利用の形態に応じ、当該各号に定める額を市に納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>定期利用 1月につき8,000円(8月にあつては12,000円)。ただし、預かり保育の終了時間が午後4時を超える利用については、1月につき13,000円(8月にあつては17,000円)とする。</u></p> <p>(2) <u>一時利用 1日につき1,000円</u> (授業料等の徴収)</p> <p>第4条 <u>授業料及び預かり保育料は、毎月10日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下この条において「休日等」という。))に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日)に徴収する。ただし、預かり保育の一時利用に係る分については、利用当日に徴収する。</u></p>

<p><u>(預かり保育料の減額)</u></p> <p><u>第5条</u> 教育委員会は、預かり保育を利用する園児が法第30条の4第2号又は第3号に該当する場合は、教育委員会規則の定めるところにより、預かり保育料を減額することができる。</p> <p><u>第6条</u> (以下略)</p>	<p><u>(利用者負担額の減免)</u></p> <p><u>第5条</u> 教育委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、教育委員会規則の定めるところにより利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(1) 園児が月の初日から末日まで登園しない場合</u></p> <p><u>(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げるもののほか、これに準ずる特別の事情があると教育委員会が認める場合</u></p> <p><u>(授業料の返還)</u></p> <p><u>第6条</u> 既に納入された授業料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p><u>(授業料の滞納に関する措置)</u></p> <p><u>第7条</u> 教育委員会は、授業料の督促の指定期限を経過した後においても当該授業料の納入義務者が滞納している場合には、当該園児の登園の停止又は退園を命ずることができる。ただし、教育委員会がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p><u>第8条</u> (以下略)</p>
--	---